

生活支援課

係	分掌事務
生活支援庶務係	(1) 生活保護の企画、運営及び指導に関する事。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事。 (3) 生活保護法による予算経理に関する事。 (4) 生活保護法による調査統計に関する事。 (5) 生活保護法による医療事務に関する事。 (6) 生活保護法による介護事務に関する事。 (7) 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関する事。 (8) 面接相談に関する事。 (9) 行旅病人に関する事。 (10) 市単独事業による生活保護に関する事。 (11) 生活保護費の支給事務に関する事。 (12) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関する事。 (13) 返還金及び徴収金の収納管理に関する事。 (14) 中国残留邦人の生活の支援に関する事。 (15) 課の庶務に関する事。
保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係	(1) 生活保護の企画、運営及び指導に関する事。 (2) 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事。 (3) 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関する事。 (4) 面接相談に関する事。 (5) 行旅病人に関する事。 (6) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関する事。 (7) 課の庶務に関する事。

区 分	1 生活保護	所管係	保護第 1・2 3・4 係
制 度 の 概 要			
日本国憲法第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。			
(1) 要 旨			
① 国民で生活に困窮する者の最低生活を保障する。 ② 国の直接責任において行う。 ③ 自立を助長する。			
(2) 生活保護制度の基本原則			
① 無差別平等の原則 すべての国民は、生活保護法による保護を無差別平等に受けることができる。			
② 最低生活保障の原則 生活保護法で保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。			
③ 補足性の原則 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める援助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われるものとする。			
(3) 保護の種類及び給付内容			
① 生活扶助 食費、被服費、光熱水費等日常の生活費			
② 住宅扶助 家賃、地代、家屋の補修費等			
③ 教育扶助 義務教育に必要な教材費、学用品費、給食費等			
④ 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用			
⑤ 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用			
⑥ 出産扶助 分娩のための費用			
⑦ 生業扶助 仕事に必要な技能の習得や高校就学のために必要な費用			
⑧ 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用			
(4) 民生委員の協力業務			
要保護者の状況を調査し、福祉事務所長の求めに応じ保護の要否に係る意見書を作成する。 (要否の意見は、保護の決定事務を拘束するものではない。)			
※ 参 考			
生活保護法第 22 条			
民生委員は、この法律の施行について福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。			

根 拠 法 令 等

- ◇ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
- ◇ 生活保護法施行令 (昭和 25 年政令第 148 号)
- ◇ 生活保護法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 21 号)

制 度 の 現 況

(1) 被保護世帯、人員の推移

(各年度月平均、停止を含む)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
世帯数 (世帯)	2,130	2,122	2,116	2,098	2,078
人員 (人)	2,965	2,897	2,871	2,814	2,751

(2) 生活保護費の推移

(各年度決算額) (単位：千円)

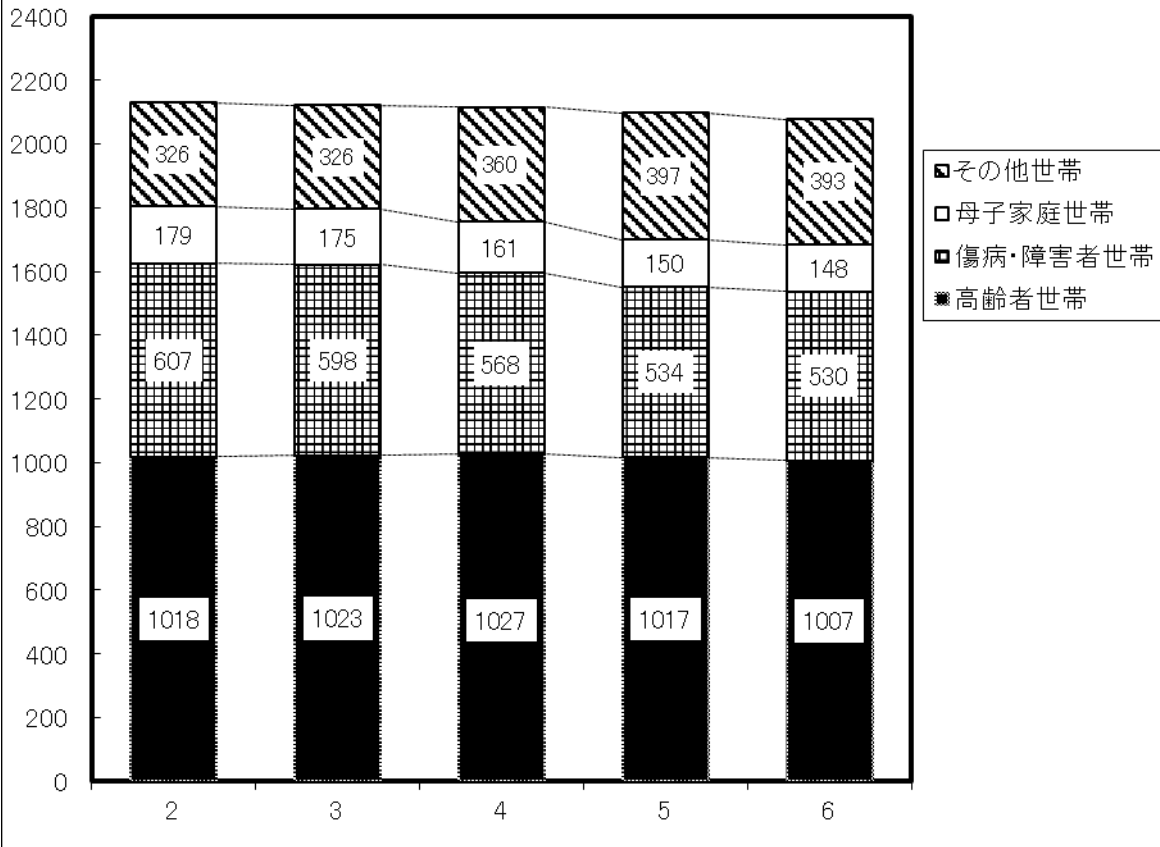
年 度 区 分		2	3	4	5	6
一般会計歳出決算総額 A		86,516,727	71,517,486	70,348,347	72,146,262	81,161,787
生活保護費扶助費 決算額 B		4,912,667	4,791,902	4,692,679	4,690,229	4,669,724
構 成 比 B/A		5.7%	6.7%	6.7 %	6.5%	5.8%
扶 助 別 内 訳	生 活 扶 助	1,490,607	1,447,464	1,407,044	1,373,687	1,347,851
	住 宅 扶 助	790,472	791,379	781,300	775,321	756,274
	教 育 扶 助	19,103	18,388	17,776	16,675	17,010
	介 護 扶 助	93,411	87,166	90,382	96,044	106,333
	医 療 扶 助	2,443,896	2,381,984	2,328,101	2,367,086	2,379,078
	そ の 他 扶 助	75,178	65,521	68,076	61,416	63,178

(3) 財源の負担割合

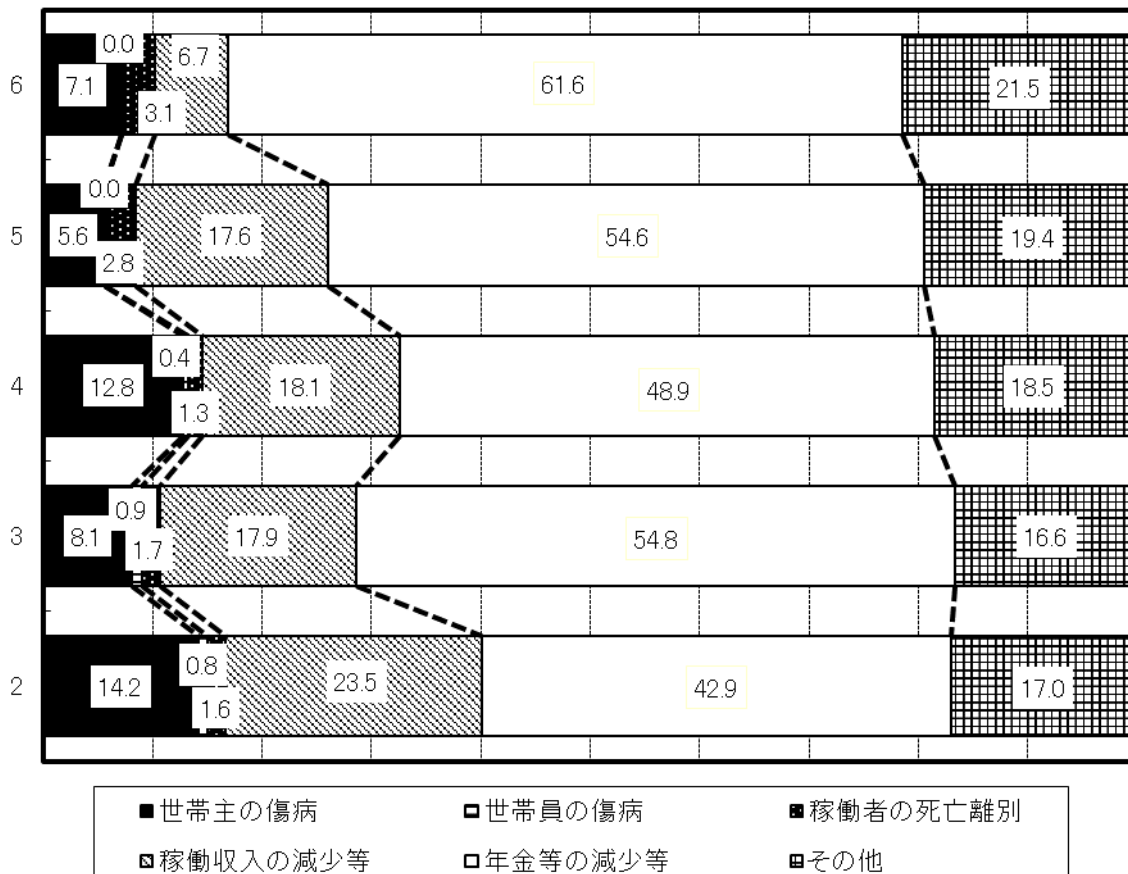
令和 6 年度

区 分	現在地保護分	左以外のもの
国	3/4	3/4
府	1/4	—
市	—	1/4

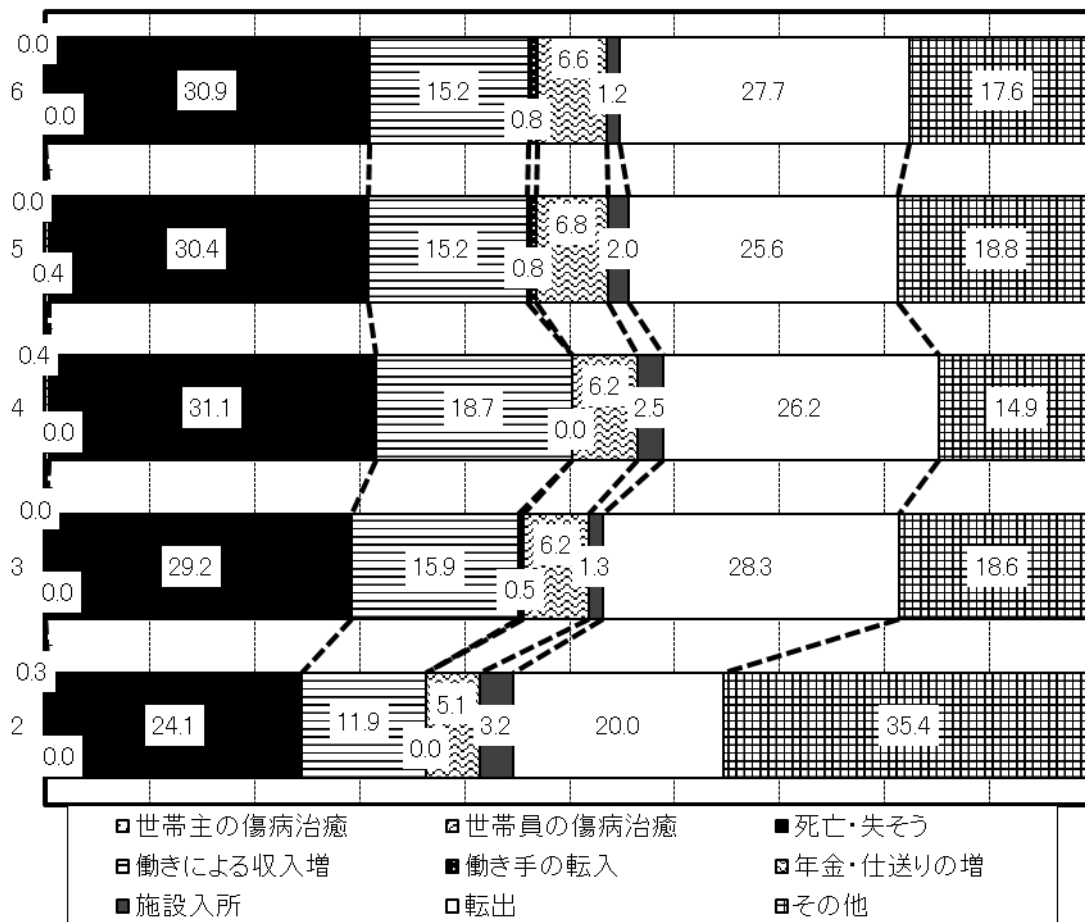
被保護世帯の類型と世帯数



保護開始世帯の理由別構成比の推移



保護廃止世帯の理由別構成比の推移



区 分

2 市単独事業における生活保護（法外援護等）

所管係

生活支援庶務係

制 度 の 概 要

最低生活の保障は、国の責任において実施されており、国は保護の基準について一般世帯との生活水準の格差を縮小するよう改善を重ねてきた。

生活保護世帯に対しては、法律に基づく援護の他に、法律に基づかない部分で、より一層の自立助長と生活意欲の向上を図るため、次の単独事業を実施している。

また、当面の生活費に困窮する生活保護申請者に対し、次の貸付金事業を実施している。

(1) 要保護者修学援助金支給

民族学校に修学している被保護児童・生徒に対し、生活保護による教育扶助相当額を修学援助金として支給する。

(2) 生活保護申請者つなぎ立替金貸付金

生活保護申請者で、決定までの間の生活費に困窮する世帯に対し、3 万円を限度として貸付けを実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市要保護者修学援助費支給要綱(昭和 58 年宇治市告示第 76 号)

区 分	3 中国残留邦人生活支援事業	所管係	生活支援庶務係
制 度 の 概 要 永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたり帰国がかなわず帰国後も言葉や生活習慣等の違いから、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している。この現状を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るために「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援策としての事業を行う。 (1) 老齢基礎年金を補完する生活支援 「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等と、その配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対して支援給付を支給する。 ① 支援給付の種類 ア 生活支援給付 イ 住宅支援給付 ウ 医療支援給付 エ 介護支援給付 オ その他政令で定める給付 ② 支援・相談員の配置 中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語がわかる「支援・相談員」を配置し、ニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。 (2) 日本語教育支援事業 身近な地域で日本語教室を開催し、日本語や文化について学習する機会を提供するとともに、目標に向けて学習の支援や助言を行う。この教室の運営を、「公益財団法人大阪 YWCA」に委託している。 (3) 自立支援通訳派遣事業 中国残留邦人等の置かれている特別の事情を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等が日常生活でのコミュニケーションで支障が生じる場合に、自立支援通訳を派遣する。 (4) 地域生活支援プログラム事業 生活保護または支援給付を受給している中国残留邦人等及び二世等に対し、個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図る。 (5) 支援ネットワーク事業 中国残留邦人等の日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的として日本語交流サロンを開催している。運営は「中国残留孤児を支援し交流する京都の会」に委託している。 ※ 「老齢基礎年金の満額支給」対象者 本邦に永住帰国した中国残留邦人等で、次のいずれの要件も満たす者 ● 明治 44 年 4 月 2 日以後に生まれた者 ● 昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた者（昭和 22 年 1 月 1 日以後に生まれ、昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた中国残留邦人等に準じる事情のあるものとして厚生労働大臣が認める 60 歳以上の者を含む） ● 永住帰国した日から引き続き 1 年以上本邦に住所を有している者 ● 昭和 36 年 4 月 1 日以後に初めて永住帰国した者 根 拠 法 令 等 ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号） ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生省令第 63 号）			

